

八戸工業大学 正員 高野 芳裕
 北海道大学 正員 五十嵐日出夫

1、はじめに：地震、津波、大火、豪雪、豪雨、強風などの災害が発生した場合、救助、救急、消火、防疫、治安維持などその任に諸機関があたる。しかしこれらの機関に属する人々も被災者の場合組織的活動はほとんど麻痺状態におちることになる。三陸沿岸においては、史料に残っているだけでも貞観11年以降22回に及ぶ地震、津波が発生、明治29年の津波の例では夜9時から翌日にわたり死者1,031名、負傷者254名、流失破壊住家400戸、漁船流失847隻などとなっている。果たむかの被災にも拘わらず対応する組織はなく、明治の初期に至り火消組あるいは消防組がつくられた。防災心理学の鉄則として「フル、アールフ」、「フェイル、アールフ」という言葉がある。すなわち前者は人間がこれまで経験したこともない動乱に直面してあてはめざるにようにしか振舞えないので、どのような人間でも大丈夫な仕組にしておくこと。後者は失敗しても大丈夫なようにしておくことを意味する。本研究ではこれらの点について史的に解明する。

2、三陸災害の系譜：「三陸大海嘯記念記録書」には明治29年に生じた三陸津波の様子が次の如く記述されている。「維時明治二十九年丙申旧五月五日午後八時十五分ニ三陸大海嘯アリ。即子皇し百姓ノ夕飯時過ぎ、過ぎガルモ有り、況マ端午節旬ノ事ナレバ、皆人々心豊ニ安心ニ祭ヨシ、我レガ生レシ故郷ニ往来スルモノ跡シク、不意ニ不知地震ノ大揺ナル事ニ恐レルモ吾々共ニ海ノ嘯ガケル一勢ニ浪ヲ巻立テ音ハ、山ヲ崩ス程勢力ニ巻場ガ五丈以上ノ高サニテ、海岸ヨリニ捨五六丁上流ニ押巻ラシ事ナレバトシテ助カレ可者ナシ。人々大騒動タリ、禽獸虫魚ニ至ル迄一言ノ向ナク浪ニ殺サレ極シ故、山沢ニ人向ノ死体ハ勿論、凡テ動物ノ死体ヲ象スルハ目モ当ラレザル程ナリ。其内負傷ノミニテ一命ヲ傷タル者モ多数アリ多分恐水ノ為ニハ飲者タル者ハ、三四日ノ内命ヲ保ツト雖モ遂ニ助リタル者無シ。況哉、家ノ大小、岩石等土地破烈ト共、一並ニ浪ニ押巻ラレシハ其当時医者ヲ召フモ及ビ難ニ終ニ死ス。波ノ来ルベキ記ト考ヘ最モ来ル可一時前ニ八川河モ湖沼井モ懸テ陸ノ水、皆不レ残テ若シ地震モ追々ニ播ルニ此時ニ限り小揺ナレバ平常ノ事ト思ヒ水ノ乾干ニタルモ誰見知ラズ端午ヲ祝ヒ喜ビ居シリ。若時ヨリ、語り伝ヘニモ津波ノ来ル可キ時ハ皆陸水干スルモノト童言アリシモ覺ヘズ知ラズ、何気ナカリシナリ。若手泉ノ如キ八高田ヨリ青森泉ノ境迄ニ至リ、其内一ノ傷ミハ金石ニ于死人ハ四千七百余人蒸籠千八百余、ニノ傷ミハ東伊豆郡田老村ニ于蒸籠六百九十五戸余、負傷死人ニ至ル迄ニ千九百三十余名ナリ、三ノ傷ミハ山田村ニ于

明治29年三陸津波、下伊豆郡内夜間状況

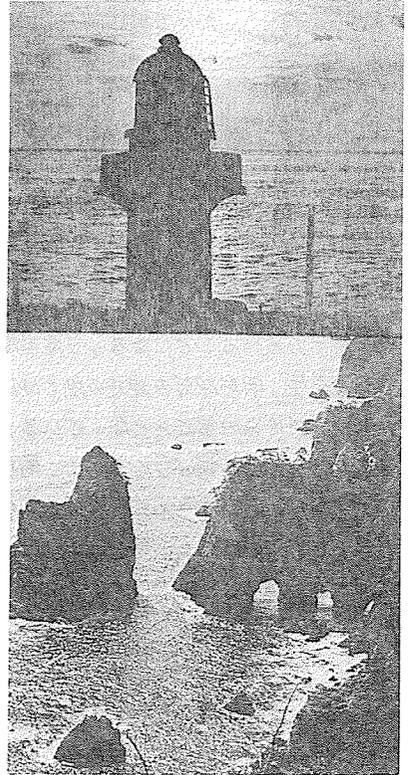
合計	船山	山重	津磯	宮崎	宮崎	崎山	田老	小島	田老	普代	人口
三五四二	三三〇	三〇六	一〇六	人口							
二二三	二二五	死人数									
〇、八	〇、八	〇、八	〇、八	〇、八	〇、八	〇、八	〇、八	〇、八	〇、八	〇、八	負傷数
六四九	六四九	六四九	六四九	六四九	六四九	六四九	六四九	六四九	六四九	六四九	戸数
四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	四三六	流失家数

夕暮中災害記録

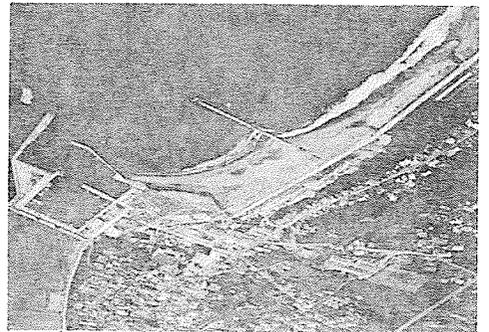
発生年	災害内容	人的被害	建物被害	土木被害
明治29年6月	三陸津波	34	400	0
明治30年	守濱村火災	0	47	1
昭和8年3月	三陸津波	37	14	0
昭和8年5月	崎津村火災	0	18	0
昭和10年5月	沖地地震津波	0	10	0
昭和20年5月	三陸左ノ火災	0	0	0
昭和24年9月	集中豪雨	0	1,337	124
昭和40年5月	青森地震津波	1	115	8
昭和44年5月	津波山林火災	0	0	0

註：人的被害(死者行方不明・傷者)
 建物被害(全壊・流失・半壊・一部破壊・床・水・半壊)
 土木被害(道路・橋梁・堤防・港湾・その他)

千七百餘家、負傷死人ニ至ル迄千百九十餘名ナリ併ニテ岩手県ニテ都
 合、死ト者二万九千九百餘、家數數九千九百六十餘流出、瀕家九百餘
 ナリ。一陰曆の五月五日(六月十五日)、端午の節句を祝っていた夜日時
 過ぎマグニチュード7.1の地震見舞ひ出ている。津波襲来する前には
 朝位が異常になる。との昔からの語り伝えも忘れ無防備の暗闇の中津
 波を迎えている。被害のひどい舊代村では村民の49.6%が死とし、家
 屋の78.2%が消失している。また昭和8年3月3日の三陸津波では午
 前2時31分に史上最高のマグニチュード9.3の地震により深い眠りか
 らたたきささ火交通通信施設が破壊された中右往左住している。昭和
 43年の十勝沖地震の際には3日同降り続いた長雨により河川が警戒水
 位を突破したため水害警戒体制下にあったが、マグニチュード7.9の
 地震の発生とともに午前10時頃地震と津波の警戒に切替えている。消
 防本部は住民の避難に必死になったが皮肉にも津波を一目見ようとす
 る車に乗った警次馬により一層の混乱を来している。三陸沿岸の産業
 は天然の漁場を背景とした漁業のみならず、山麓を利用した田畑作並
 びに広大な北上山地に連なる林業とからなっている。昭和30年5月には
 突然風速15mを越える強風が吹き荒れ異常気象と化したため、暴風
 津波警報発令とともに久慈市消防本部では火災消防態勢に入っている。
 この三陸フェニックスにより宮古、久慈等の三陸沿岸一帯に山火事が発
 生し山間部の集落に波及し、被害額は昭和36年価格で74億44
 万円であり、死者5名、負傷者122名、被災世帯数1,000世帯、
 山林の被害は都23区の約半分に相当する2万4千ヘクタールど
 である。また、大正7年・大正15年・昭和20年等しばしば大火に
 見舞ひ出ているが、地勢は平坦地が極めて少なく段々式の宅地
 が集落を形成しているため道路は急勾配で幅員が狭い。集落の
 大部分は火災が発生すると火勢は上昇気流に乗り上がり火に発展し木
 造の家屋を平坦地火災の数倍以上の速さで延焼し大火に発展し
 ている。当時の消防力は自動車ポンプ一台、蒸気ポンプ一台、
 腕用ポンプ6台、消防団員200名で6ヶ分団編成となっていたが、
 消防活動の主力が河手手動式の腕用のポンプであったため長時間の放水活動には多数の交代労働力も必要
 としている。



写真一：陸中海岸防立公園(舊代村)



写真二：徳市町中街地(1931年)

3、防災計画の概要：三陸沿岸の市町村では度々の災
 害の教訓をもとに昭和30年代以降防災計画を策定して
 いる。久慈市防災会議は市長のもと、警林署、建設省
 出張所、岩手県保健、福祉、保健、水産、農林、土木、
 教育事務所、県立病院、警察署、市役所、教育委員会、
 消防本部、電力公社、国鉄、日本通運、東北電力、土
 地改良区の長33委員より構成され、地域防災計画の
 作成、発生災害の情報収集及び非常災害の緊急措置に
 ついて計画作成、実施を推進することになっている。



写真三：下安流大橋(野田村)

防災計画は「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧計画」の3大項目より成り、津波災害予防、水災予防、防災訓練、防災知識普及計画等10項目、災害応急対策活動体制、通信情報、災害広報、避難計画、輸送消防活動計画等20項目、公共施設、民有施設の2項目を内容としている。(1)「災害予防計画」：①防火対策では対象域の92.6%が木造建物で耐火構造は7.4%に過ぎないので延焼防止、出火防止、避難施設について規定している。また、26,610haに及ぶ山林原野の防火予防のため普通警戒、特別警戒の2種類の警戒業務を設け、入山火入製法に関連する火災予防の啓発警戒を立入検査を実施している。②高潮津波災害予防では海岸保全区域を中心に人家の集積地耕地荒蕪等の他公共施設の全てを防護できるよう海岸保全事業長期計画の推進及び海岸堤防施設の管理。③水災予防計画では河川の整備改修、水防計画に基づく水防訓練の実施、災害時の住民行動要領の徹底、水防倉庫の管理、河川水門の維持管理である。④防災訓練計画では図上で基礎的知識と活動要領を周知徹底させる図上訓練と具体的な災害の規定に基づいた警報の伝達通信訓練、災害防衛訓練(消防訓練、津波訓練、水防訓練、避難誘導訓練、災害対策要因の動員訓練、救助訓練、必要資材の応急確保訓練)を地域及び場所を選定して実地で訓練する。⑤防災知識普及計画では一般住民のために地域防災計画及び各機関防災体制、災害時の心理避難誘導、過去の主な災害事例、火災予防事項並びに警戒方法の広報事項を印刷物(広報等)映画スライドを用いて防災知識の普及を図る。(2)「災害応急対策計画」：①動員計画では配備体制に警戒配備と非常配備があり、前者は気象地震津波等の注意報警報が発令された災害が起る恐れがある場合で消防防犯部等災害対策本部の一部が配備につき情報連絡及び広報活動を主業務とし必要に応じた応急措置を実施し事態の推移に応じ直ちに非常配備体制に移る体制をいい、後者は市全域にわたって災害発生時の恐れがある場合に災害対策本部員、全消防団の災害対策本部の全組織が配備につき応急対策事務を実施する体制をいう。②通信情報計画では災害情報の収集伝達等の通信は加入電話により行ない、使用不可及び緊急の場合災害応急対策機関の専用通信施設を利用する。通信手段として加入電話による非常通信、専用通信施設、アマチュア無線、トランシーバーの活用する。③災害情報の収集報告計画では災害情報を4分類しこのうち「災害事前情報」は中地域内に異常な自然現象等の災害が予想され災害応急対策の実施を必要と認める状況の報告、「被害情報」は異常な自然現象により災害が発生し現実に災害応急対策を実施する必要がある場合その被害状況について発生報告、中間報告、決定報告の3段階にわたり報告する。④災害広報計画では広報の対象を

表-1: 明治以降の地震災害

マグニチュード	年次	名称
8.3	昭和6年3月	三陸地震津波
8.1	昭和27年3月	十勝沖地震
8.1	昭和21年12月	南海道地震
8.0	昭和19年12月	東南海地震
7.9	明治24年10月	濃尾地震
7.9	大正12年9月	関東地震
7.9	昭和43年5月	'68年十勝沖地震
7.5	昭和34年6月	新潟地震
7.4	昭和43年6月	宮城沖地震
7.3	昭和20年2月	青森県東沖
7.1	明治29年6月	三陸地震津波

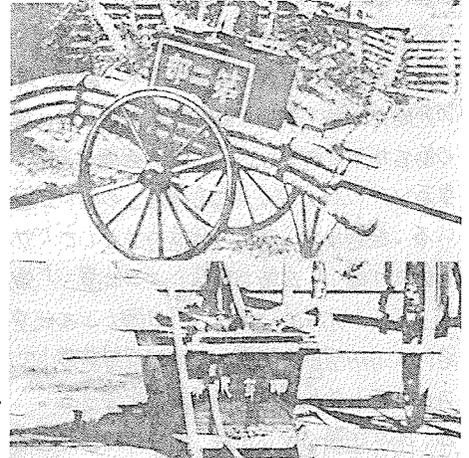


写真-4: 国産汎用ポンプ(甲号, 2号)

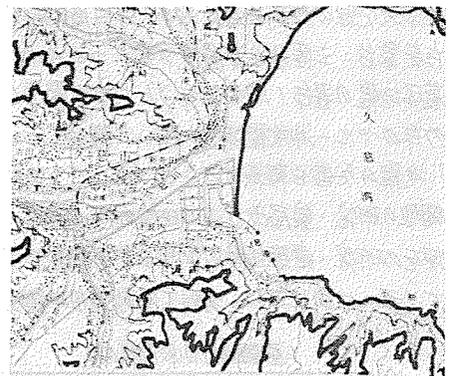


写真-5: 久慈中街地(1991年)

一般住民・罹災住民、関係機関、市本等に分け、一般住民には災害状況及び罹災の状態を知らせ罹災者救済に当らせる。罹災者には応急対策及び救助活動の具体的な実施計画の他今後の見通し等を伝えるべく自立復興させる。併せて之の防止、不安の解消を行う。広報の方法は災害の様子を速やかに的確に伝える応急対策の実施方針要領等を徹底させるためラジオ、テレビ、写真、有線放送、印刷物、広報自動車等を利用し更に他の団体の応援のもとに広報活動を行う。⑤避難計画としては、災害による避難のための立退き勧告、指示、警告及び避難物の設置等に避難物への収容に付いて計画している。避難の勧告、指示の基準は避難の必要が予想される各種警報が発表されて避難の準備又は事前に避難をする必要がある場合に事前避難、地震、火災、洪水、高潮、津波等による被害の危険が切迫し事前に避難する時間が無い場合には緊急避難の勧告指示を行い、「老人乳幼児傷病者婦人等」「防災活動従事者以外の者」「防災活動従事者」の順に立退くことになっている。避難勧告、指示の伝達方法として「サイレンの吹鳴・警鐘の打鐘」「広報自動車による伝達」「電話有線放送による伝達」「ラジオテレビ放送」「口頭による伝達」がある。また避難路には消防団員を配置し、病院保護施設小学校幼稚園等で取員の不足は不十分な場合消防団員を配置する。

4. 防災組織の成立過程：国際津波警報組織が作られたのは1960年のチリ地震後であり、其の約20年前に明治29年・昭和8年の三陸津波災害の教訓を基に1941年三陸沿岸津波警報組織が仙台地方を舞台、三陸沿岸測候所の向うつくられた。明治24年の濃尾地震の翌年（明治25年）に日本地震学会の創設者である1977年のヤルー沖地震津波に就いて報告しているJ. Milneが、「地震の災害を軽減することに就いて」の中で日本家屋の縦型の研究、家屋改良法の研究結果の頒布、橋脚、煙突、煉瓦の研究、建築規則の制定を災害軽減方策として指摘している。又同じ年に、理科大学教授田中館愛橘を中心とし

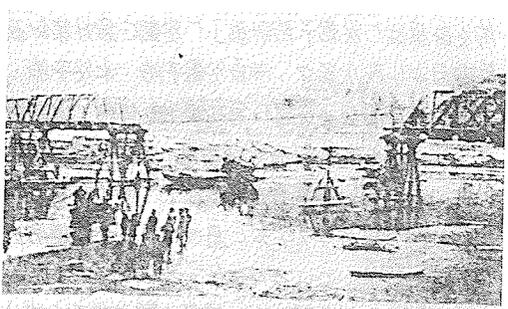


写真-6：明治29年三陸津波災害（田老町）



写真-7：森林火災

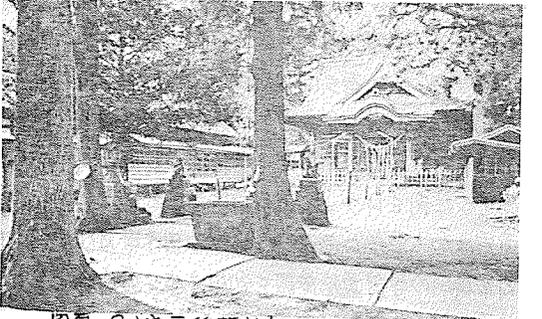
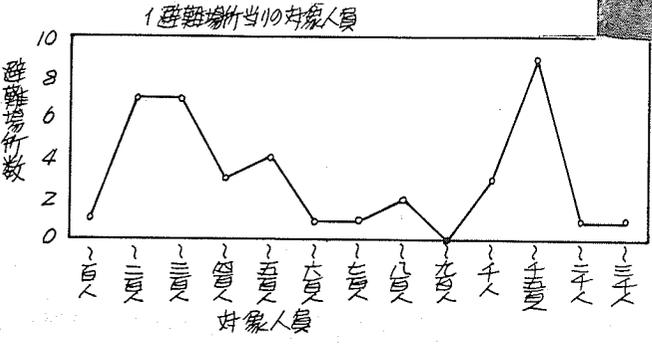


写真-8：宿戸稲荷神社



て文部省機関「震災予防調査会」が決定、「地震動速報の決定のため測候所内の時計調整のため電話をつける」「耐震構造の研究案をつくる」「地震研の調査を行なう」「濃尾震災地の震害調査」「古来の地震の調査」を事業内容としている。江戸時代にも地震論が既に展開さ

組織) 防災計画では罹災者が可能な限り自立復元することを望んでいるが、江戸時代(組織された五人組制度は現代では町内会)自治会に該当し防災の担は現代科学技術が作動しない瞬時の混乱においては極めて平易な示唆である。昭和23年には自治体消防として警察行政から分離独立し新たに国家消防庁が創設されている。地方通信施設の系譜を振り返ると、明治5年に久慈郵便電信局が開設され明治13年には陸中国金石石臼宮古に電信分局が開設されている。明治29年の三陸津波では金石郵便電信局の局舎が流失、山田郵便電信局が破壊され通信不能となったが、宮古、釜、高田、大槌、久慈の郵便電信局舎に被害は無かった。昭和3年宮古測候所に官庁用無線電信施設が認められ。昭和8年の三陸津波災害では岩手県下の通信施設が大被害を被り、その被災状況は流失四局、浸水五局、倒壊二局、小破二六局である。金石漁業無線局は被災通信で大活躍している。昭和35年の三陸地震津波災害では大船渡、宮古、釜石、久慈の三陸沿岸各通信局は甚大な被害を被りとりわけ大船渡は午前4時31分に被災し通話機能が停止し立している。更に翌36年の三陸フェニックス火災では久慈市、下閉伊郡の山火事により通信施設が大被害を被っている。

5、おわりに：1968年の十勝沖地震後従来の避難防止対策に火災防止対策、広域避難計画が追加され、1971年に避難発生予防条例が制定された。これは①震災に関する調査研究(被害想定、都市の防災化災害の防止、避難の安全確保)②防災都市づくり(地域危険度の測定、オープンスペースの確保、防災拠点づくり)③破壊の防止(公共建築物、公共施設の耐震性強化、地下埋設物、地盤沈下の防止)④火災等の防止(出火の防止、初期消火、火災の拡大防止)⑤避難場所の安全確保(避難場所の安全確保、備蓄、給水施設の整備、避難道路の指定安全確保)⑥防災体制の整備(災害応急体制、情報連絡体制の整備)⑦市民の協力(防災教育思想の普及活動、防災組織の育成、防災訓練)を内容としている。住民側からの地震災害対策への不安要素としては、「地域毎の防災組織が必要であること」、「避難誘導のリーダー的人物がないこと」、「震災時の情報網がどうなっているのかパニックが怖いこと」、「平素からの避難訓練が必要であること」、「初期消火の訓練を怠りたくないこと」、「避難場所をより多く設置し場所の案内板を出すこと」等がある。また宮城沖地震災害の報告によれば地震の最中の行動として24%がすぐ外へ逃げ、13%が火の始末、転倒物の処理をしており、51%が建物の中でじっとしている。地震発生時は夕飯の準備の時帯であり10%の世帯で地震中に火の始末ができなかった部屋があったと答えている。明治29年の端午の節句の三陸津波災害時に比べ科学技術は数段進んでいるものの過去の災害の教訓(た教訓)を現代社会に直心と忘却の河をどの程度で堰止めることができるかは疑問である。道路の幅員や面積率が広く都市が開放的であることなど万事平易で明確であることが必要であろう。

参考文献

- 1) 岩手県史 (岩手県)
- 2) 岩泉地方史 (岩泉町教育委員会)
- 3) 久慈市地域防災計画 (久慈市防災会議)
- 4) 種市町地域防災計画 (種市町防災会議)
- 5) 普代村地域防災計画 (普代村防災会議)